

1. 件名：関西電力(株)大飯発電所第3号機に係る定期事業者検査の報告に関する面談

2. 日時：令和2年7月7日 10時30分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（TV会議）

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

村尾企画調査官、中田上席原子力専門検査官、柳原子力専門検査官

関西電力(株)

原子力事業本部 原子力発電部門 発電グループ マネジャー他9名

5. 要旨

○関西電力(株)から、2020年4月7日付け関原発第38号をもって提出した大飯発電所第3号機第18回定期事業者検査報告の内容について、開始時期を延期した旨、資料1に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁は、定期事業者検査の報告について当初の報告内容から運転計画の変更を伴うような大幅な変更または修正が生じる場合には、面談資料ではなく公文書として報告の補正が必要となる旨伝えた。

○関西電力(株)から、定期事業者検査報告書に係る内容に変更が生じた場合の運用の確認事項について、資料2に基づき説明を受けた。

○原子力規制庁は、定期事業者検査報告書に係る内容に変更が生じた場合の運用については原則として「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドに関するもの（以下、「保安措置ガイド」という。）」に従う必要がある旨を回答した上で、各確認事項①から⑤について以下を補足した。

① 令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会資料3別紙2の

「1. 施行後最初の定期事業者検査の実施時期（附則第3条）」（3）に記載のとおり、新規制基準に適合していない実用発電用原子炉施設は施行日において定期事業者検査に統合され、その後の報告については実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、「実用炉規則」という。）に従うこと。

- ② 同委員会資料3別紙4提出意見とこれに対する考え方の「13. 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドに関するもの」番号17に記載のとおり、報告した内容に変更が生じた場合は、「変更した事項を明確にした上で」それ以降の報告時期に変更内容を含めて報告すること。（変更前後表等、形態は問わない）
- ③ 保安措置ガイドに記載された「変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより」は変更前後表等に限らず、次の報告時点の最新情報を報告すること。
- ④ 実用炉規則第57条の3第4項及び第5項に該当する場合の報告については面談資料ではなく、同第6項に記載のとおり規則に基づく報告書等として受理する必要がある。その他、補足説明資料等がある場合には面談における公開資料として提出すること。
- ⑤ 特別な施設管理実施計画を作成した都度、報告すること。（点検等の変更については、その内容が実用炉規則第57条の3第4項及び第5項に該当しない場合は都度の報告は不要。）また、実施後の評価については、その結果変更があれば評価と合わせて報告すること。

○関西電力(株)からは了解した旨の回答があった。

6. その他

資料:

1. 大飯3号機第18回定期事業者検査の実施について

(参考) 前回の報告

- ・ 関西電力(株)から大飯発電所第3号機の定期事業者検査報告書(定期事業者検査開始時)を受理

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/INRF/160000315.html

2. 定期事業者検査報告書に係る確認事項について